

農水第801号
令和7年2月28日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

かほく市長 油野 和一郎

市町村名 (市町村コード)	かほく市 (17209)
地域名 (地域内農業集落名)	鉢伏 (鉢伏)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月2日 (第1回)

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2：「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・(農)鉢伏営農組合の農業従事者の高齢化に対応できるよう、後継者の確保が必要。
- ・(農)鉢伏営農組合が効率的な営農を行うことができるよう農地の集積・集約が必要。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・(農)鉢伏営農組合の新たな農業従事者の育成に努める。
- ・水稻のほか、飼料用米、大麦等の栽培を推進する。
- ・有機・減農薬・減肥料による栽培の導入を検討する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	64.9 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	64.9 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	0.0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）



注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

- ・担い手への農地の集積・集約化に努める。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

- ・農地の集積にあたり、担い手の経営意向を踏まえ、農地中間管理機構の活用に努める。

(3) 基盤整備事業への取組方針

- ・平成14年度から平成19年度にかけて、鉢伏地区及び七窪地区を受益地として整備事業を実施した。また、平成28年度から令和5年度にかけて、気屋地区・鉢伏地区を受益地として整備事業を実施した。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

- ・小規模農業者、兼業農業者、地区外出身の農業者等についても多様な農業者として位置づけ、育成や支援に努める。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

- ・水稻について、無人ヘリ防除、溝切、土づくり資材の散布などについて、JA石川かほくによる事業を活用する。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

①鳥獣被害防止対策	②有機・減農薬・減肥料	③スマート農業	④輸出	⑤果樹等
⑥燃料・資源作物等	⑦保全・管理等	⑧農業用施設	⑨耕畜連携	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシ等による鳥獣被害を防止するため、防護柵の設置、緩衝帯の設置、有害鳥獣の捕獲等を実施する。
- ②有機・減農薬・減肥料による栽培の導入を検討する。
- ③省力化や労働時間を短縮するため、GPS付きのトラクター、田植え機やドローン防除など、スマート機器の導入の検討を進める。
- ⑦日本型直接支払い制度を活用し、農地及び地域の維持・保全に努める。